第三百四十二条第一項中「次条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百四十三条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百四十四条第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百四十五条第六項中「第三百四十三条（」の下に「第三項を除く。）（」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に、「番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「同条第五項」を「又は同条第五項」に改め、「個人」と」の下に「「書類若しくは住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と」を加える。

第三百四十六条第三項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第六項中「第三百四十三条（」の下に「第三項を除く。）（」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に、「番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「同条第五項」を「又は同条第五項」に改め、「個人」と」の下に「「書類若しくは住所等変更確認書類」とあるのは「書類」と」を加える。

第三百四十八条第一項中「次条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百四十九条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項各号の告知をした個人が、同条第一項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百五十条第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百五十条の三第一項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百五十条の四第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百五十条の五第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百五十条の八第一項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百五十条の九第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項の規定による告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百五十一条第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百五十条の三第一項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百五十条の四第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項各号の告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百五十条の五第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第三百五十条の八第一項中「若しくは」を「及び」に改め、同条第三項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第三百五十条の九第三項中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前条第二項の規定による告知をした個人が、同条第三項第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、同項の規定による告知をするときは、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信に代えて、住所等変更確認書類（当該個人の変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類をいう。次条第一項において同じ。）の提示をすることができる。この場合において、当該個人は、第一項の規定による書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしたものとみなす。

第三百五十一条第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は番号既告知者」を「、番号既告知者又は同条第三項の規定による告知をした個人（当該告知の際に前条第三項の規定により住所等変更確認書類を提示した個人に限る。）」に、「書類又は」を「書類若しくは住所等変更確認書類又は」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

附則

第一条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項中「おける新法」を「おける所得税法」に、「、新法」を「、同法」に、「とする」を「と、同法第百九十八条第七項（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）中「地震保険料」とあるのは「地震保険料等」とする」に改める。

第二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

（所得税法施行令の一部改正）

附則第九条第二項を削る。